

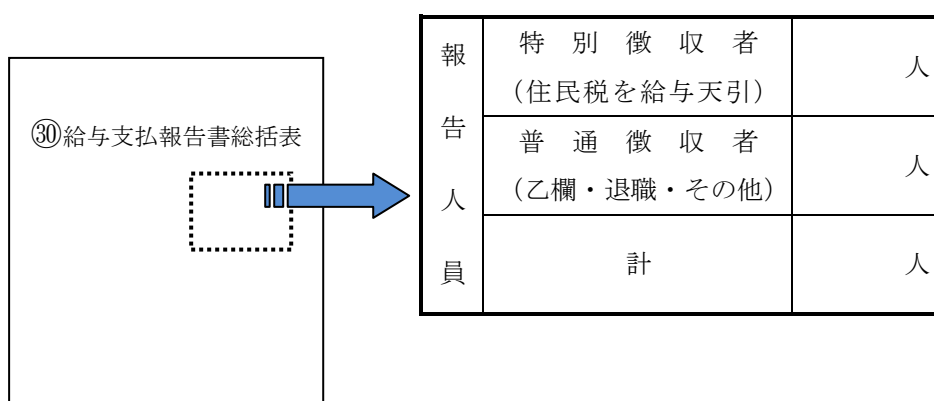
個人町道民税特別徴収の事務処理手順

町道民税の特別徴収とは事業主が従業員に毎月支払う給与から町道民税を差し引いて納めていただく制度です。

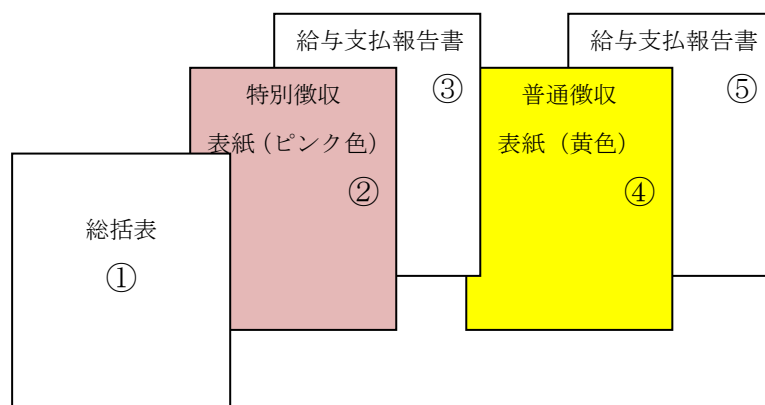
特別徴収の開始月は6月です。年税額を12回に分けて納めていただきますので、翌年5月が終了月となります。

■ 1月31日までに給与支払報告書を提出します

- (1) 「給与支払報告書」と併せて提出する「総括表」の「報告人員」欄に、特別徴収（給与天引き）○人、普通徴収○人と内訳を明記します。



- (2) 「給与支払報告書」は「特別徴収（ピンク色）」と「普通徴収（黄色）」と区分し、表紙を付けて束にし、「総括表」を一番上にして提出します。



(年末調整説明会の配付資料「町からのお知らせ」裏面の「給与支払報告書提出例」をご参照ください。)

※5月までに納入方法等に変更があった場合

従業員に異動が生じた場合は、次の届出が必要となります。

- ① 新規で特別徴収をする場合
⇒ 町民税・道民税 特別徴収への切替申請書
- ② 退職等で普通徴収に変更する場合
⇒ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

■ 5 月 中 旬

町から「町道民税特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付します。

- ① 事業所分 特別徴収義務者用・6名一覽
- ② 個人分 納税義務者用・3名一覽（ミシン目が入っているもの）
※切り離して個人に配付します。
- ③ 納入書 事業所が特別徴収により毎月納める合計額を印字しています。（12か月分を送付します。）

①事業所分・みほん（事業所で保管・個人番号が記載されます）

年度 給与所得等に係る個人町民税・個人道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

新ひだか町

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに新ひだか町税条例第41条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る個人町民税及び個人道民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

特別徴収税額		課税人員		課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	
6月分			7月分	12月分	
7月分			8月分	1月分	
8月分			9月分	2月分	
9月分			10月分	3月分	
10月分			11月分	4月分	
11月分			12月分	5月分	

年 月 日
北海道日高郡新ひだか町長

指定番号	届出番号	町町民税コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	3月分	(備考)
				氏 名	7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		

特別徴収義務者名

②個人分・みほん（切り離して個人に配付・個人番号の記載はありません）

年度 給与所得等に係る個人町民税・個人道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得区分	課税人員	納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
給与所得			7月分	10月分	1月分	4月分
退職所得			8月分	11月分	2月分	5月分
雑所得			9月分	12月分	3月分	6月分
変更月			月			

年 月 日 北海道日高郡新ひだか町長

TEL 0146-43-2111

特別徴収義務者名

■ 6月給与から 第1回目の町道民税の特別徴収開始

- (1) 個人の給与からそれぞれ「月割町道民税」を天引きし、納入書で納入します。
- (2) 納入書には「〇月分」と記載していますので、必ず納入月を確認します。
- (3) 月割税額は6月分と7月分以降で異なります。(税額に変更がなければ、7月分から翌年5月分までの月割税額は同額となります。)
- (4) 初回(第1回目)の納入期限は7月10日です。

※従業員に異動があった場合

従業員に退職、休職、転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに次の届出が必要となります。

- ① 退職、休職、転勤等による異動の場合
⇒ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
- ② 就職による異動の場合(途中からでも特別徴収へ切替えができます。)
⇒ 町民税・道民税 特別徴収への切替申請書
- ③ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更の場合
⇒ 特別徴収義務者所在地・名称・電話番号(新規登録・変更)届出書

※町道民税の税額に変更があった場合

異動届出に基づき税額が変更になった場合や従業員が所得申告をされた場合等により税額に変更があった場合は、町から変更通知書及び納付書を送付しますので、変更になった「月割町道民税」で給与天引きしてください。

なお、変更通知書が納入期限までに届かなかつた場合は、変更前の納入書の金額を訂正の上、納入ください。

※従業員の退職等の異動後の徴収方法について

- ① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合
⇒ 残りの税額は、普通徴収になりますが、従業員(退職者)の申し出により退職時に支払う給与等から一括徴収していただくこともできます。
- ② 1月1日から4月30日までに退職等をした場合
⇒ 残りの税額は、従業員(退職者)からの申し出がなくても退職時に支払う給与等から一括徴収することになります。ただし、一括徴収する金額が給与等の支払いの金額を超える場合は該当しません。

■ 翌年5月 町道民税の特別徴収完了(12回目)
(納入は翌月10日まで)